

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年11月10日

世田谷区

1. 事業の概要

(1) 件名

世田谷区学校給食及び食器等搬送業務委託

(2) 目的

自校において給食室が設置されていない世田谷区立小・中学校の児童・生徒に安全でおいしい給食を提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、適切な安全・衛生管理及び体制のもと給食及び食器等を速やかに搬送することを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、給食及び食器等の搬送を学校給食太子堂調理場（以下「調理場」という。）から行う「調理場方式」と、中学校の給食室から行う「調理校方式」がある。調理場及び調理校にあるコンテナを活用して、給食及び食器等を受配中学校へ、以下のとおり安全かつ速やかに搬送すること。

業務内容は以下のとおり。また、詳細については、説明書のとおりとする。

①各方式の搬送順序・時刻等は、調理場長等が作成した搬送計画一覧表により行う。

②搬送は、次のとおり原則1日3便体制とする。

- ・第1便：食器等が格納されたコンテナを調理場、調理校から受配校に搬送すること。
- ・第2便：給食等が格納されたコンテナを調理場、調理校から受配校に搬送すること。
- ・第3便：給食終了後の使用済み食器・食缶等が格納されたコンテナを受配校から回収し、調理場、調理校へ搬送すること。

2. 選定の概要等

(1) 選定の目的

学校給食の実施にあたり、自校に給食室が設置されていない小・中学校の給食提供については、給食調理校及び調理場から、適切な安全・衛生管理及び体制のもと給食の質を維持するよう速やかに搬送する必要がある。給食搬送業務においては、学校給食の意義を理解すること及び給食等を安全かつ速やかに搬送する技術等、総合的な力量を持つ事業者を選定することを目的とする。

(2) 履行場所

①学校給食太子堂調理場

②給食受配中学校 10校（太子堂中・松沢中・駒沢中・緑丘中・駒留中・富士中・奥沢中・

尾山台中・千歳中・学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」)

③給食調理中学校 1校（北沢中）

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※受託事業者と業務委託契約を締結する。契約は単年度とし、各年度における本事業予算配当があること。また、毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行う。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行う。

なお、見直しを行った場合においても、業者選定委員会の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合もある。

3. 参加資格

- (1) 東京都内又は神奈川県に本社又は支店等があり、緊急時に対応の迅速に取れる体制を整えていること。
- (2) 50名以上の従事者（パート社員を含めても可）を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。
- (3) 令和5年度以降、人身事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、搬送業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。
- (4) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録された者で、営業種目「運搬請負」に登録があること。
- (5) 令和5年度以降、市区町村にて学校給食搬送業務を5件以上受託した実績があること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (7) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。
- (9) 「業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。構成員は以下の通り。

委員長：教育政策・生涯学習部長 玉野 宏一

委員：中学校長会代表 加瀬 康夫

教育総務課長 山本 久美子

学校健康推進課長 鈴木 絵里子

4. 参加手続等

(1) 担当部課

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂1-3-46

世田谷区教育委員会事務局学校給食太子堂調理場

電話：０３－３４１０－２７５３

電子メールアドレス：招請通知に記載する。

(２) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和７年１１月１０日（月）～１１月２５日（火）午後５時

場所：世田谷区ホームページでの閲覧。

方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる。

【世田谷区トップページ＞検索メニュー＞区政情報＞契約・入札情報
＞現在実施中のプロポーザル情報＞子ども・教育・若者支援】
(ページID：２８５６８)

(３) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：令和７年１１月２５日（火）午後５時まで（必着）

場所：上記（１）に同じ

方法：別紙「参加表明書」を持参又は書留、配達記録郵便により郵送すること。

※その後、全事業者に対し１２月１日（月）までに、招請通知又は非招請通知を発送する。

５．提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

６．提案書を特定するための評価基準

(１) 業務の実績

- ・搬送業務受託実績
- ・搬送業務経験者

(２) 業務の安全性・信頼性

- ・搬送体制
- ・管理体制
- ・研修体制
- ・緊急時対応

(３) 業務遂行従事者配置への配慮

- ・従事者管理
- ・柔軟な対応能力

(４) 見積金額の妥当性

(５) ヒアリング内容の的確性

７．提出期限、提出先及び方法、質疑

(１) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和８年１月６日（火）午後５時まで（必着）

場所：４．（１）に同じ。

方法：持参又は書留、配達記録郵便により郵送すると共に電子データを電子メールで送信すること。

（２）質疑

提案書の提出に際し質疑がある場合は、令和７年１２月８日（月）午後５時までに電子メールまたはＦＡＸで担当部課あて質問票を送信すること。

質疑があった場合、令和７年１２月１５日（月）までに全事業者に対して電子メールにより回答（周知）する。

※提案書の様式、作成方法、質疑等については募集説明書による。

８．提案書の審査方法等

提案書提出事業者に対してヒアリングを実施し、提案書等の提出書類及びヒアリングの内容について、中学校校長代表および教育委員会事務局管理職等で構成する「業者選定委員会」で審議の上決定する。

ヒアリングおよび業者選定委員会開催日時：令和８年１月下旬を予定。

９．審査結果の通知期日及び方法

期日：令和８年２月上旬（予定）

方法：郵送による。

なお、審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知する。

１０．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金 免除

（３）契約書作成の要否 要

（４）契約の締結 業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算の配当を条件として契約する。

（５）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無

（６）関連情報を入手するための照会窓口は、上記４．（１）に同じ。

（７）参加申込書及び企画提案の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しない。

（８）区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。

（９）参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

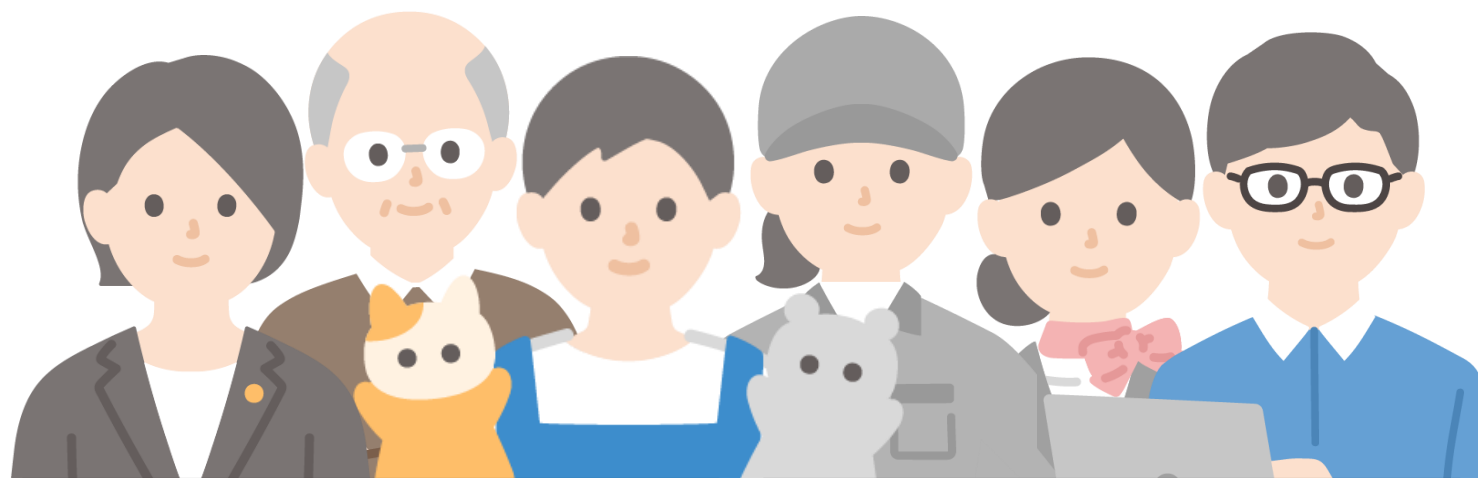
（１０）区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。

（１１）企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

（１２）提出された企画提案書は返還しない。

- (13) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (14) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (15) 本件の審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知する。
- (16) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,177円	さ く 岩 工	4,208円	左 官	3,507円
普 通 作 業 員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配 管 工	3,039円
軽 作 業 員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	は つ り 工	3,199円
造 園 工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防 水 工	3,836円
法 面 工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板 金 工	3,634円
と び 工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タ イ ル 工	2,880円
石 工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サ ッ シ 工	3,411円
ブ ロ ッ ク 工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋 根 ふ き 工	3,602円
電 工	3,464円	高 級 船 員	4,059円	内 装 工	3,507円
鉄 筋 工	3,464円	普 通 船 員	3,273円	ガ ラ ス 工	3,358円
鉄 骨 工	3,145円	潜 水 士	5,302円	ダ ク ト 工	3,145円
塗 装 工	3,666円	潜 水 連 絡 員	3,879円	保 温 工	2,944円
溶 接 工	3,932円	潜 水 送 気 員	3,762円	設 備 機 械 工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山 林 砂 防 工	3,411円	交 通 誘 導 員 A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌 道 工	6,099円	交 通 誘 導 員 B	1,870円
潜 かん 工	3,932円	型 わ く 工	3,369円	上記以外の職種	1,460円
潜 かん 世 話 役	4,707円	大 工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。